

「深谷市犯罪被害者等支援条例」(案) について



犯罪被害者支援 シンボルマーク
ギョッとちゃん

1 条例制定の経緯

誰もが、ある日突然、犯罪被害に巻き込まれる可能性があり、犯罪被害者やその家族は、生命を奪われる、家族を失う、怪我を負う等といった直接的被害に加え、心身の不調や経済的な問題など、さまざまな問題に直面します。

そのような状況にある犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるようになるためには、関係機関等が相互に連携、協力し、切れ目のない支援を行うとともに、市民や事業者等、周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、社会全体で支えていくことが必要です。

犯罪被害者等基本法や、国の第4次犯罪被害者等基本計画では、地方公共団体における犯罪被害者等の支援に関する施策の策定、実施が規定されており、全国的にも条例制定の動きが広がっています。

深谷市でも、「深谷市犯罪被害者等支援条例」を制定することで、犯罪被害者等支援に社会全体で取り組み、犯罪被害者等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

2 条例案の概要

(1) 目的 (第1条)

犯罪被害者等の支援に関する施策を推進することにより、犯罪被害者等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 基本理念 (第3条)

- 1 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行う。
- 3 犯罪被害者等の支援は、その過程において、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の個人情報適切に取り扱われるよう最大限配慮して行う。
- 4 犯罪被害者等の支援は、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進する。

(3) 市の責務（第4条）

- 1 犯罪被害者等の支援に関する施策を実施する。
- 2 施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携、協力する。

(4) 市民等及び事業者の責務（第5条及び第6条）

市民等・事業者共通

犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う支援に関する施策に協力するよう努める。

事業者

犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続きに適切に関与することができるよう、就労及び勤務について、十分配慮するよう努める。

(5) 相談及び情報の提供等（第7条）

- 1 市は、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡、調整を行う。
- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置する。

(6) 見舞金の支給（第8条）

市は、犯罪行為により死亡した者の遺族又は犯罪行為により傷害を受けた者に対し、見舞金を支給する。

- ①遺族見舞金 30万円 ②傷害見舞金 10万円

※支給要件あり。

(7) 市民等及び事業者の理解の増進（第9条）

市は、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性及び二次的被害を生じさせることのないよう配慮することの重要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な施策を講ずる。

(8) 人材の育成（第10条）

市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言、その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するために必要な施策を講ずる。

(9) 民間支援団体への支援（第11条）

市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行う。